

[事案 2020-251] 死亡保険金等支払請求

・令和3年5月21日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険金等が支払われた記録がないことを理由に、死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年11月に母が、後に保険業の継続が困難となったA生命と契約した生命保険契約について、以下等の理由により、死亡保険金等を支払ってほしい。

- (1)母が平成4年4月に死亡したため、A生命に死亡保険金等を請求したが、死亡保険金等が支払われた証拠はなく、死亡保険金等を受け取った記憶もない。
- (2)A生命が保険業の継続が困難となった後、本契約が、本件保険会社への移転対象外であったという証拠はない。
- (3)保険会社は、最終的には時効の話をしてきたが、請求行為は時効期間内に完了しており、既に保険会社の支払行為に移行しているため、請求権の時効年数を超過していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、A生命から保険契約の包括移転を受けたが、本契約はその時点で既に消滅していたため、当社への移転対象ではなかった。
- (2)万が一、A生命によって死亡保険金等が未払いであったとしても、申立人の請求権は時効期間である3年を遥かに超えており、当社は消滅時効を援用する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、死亡保険金等の請求権等は既に時効により消滅していると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。